

香 川 県

宅地建物取引業免許申請の手引き

新規・更新・変更等

受付場所・お問い合わせ先

香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ

所在地 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電 話 087-832-3582

受付時間

月曜日 ～ 金曜日（祝日、年末年始等閉庁日を除く）

午前8時30分 ～ 午後5時15分

宅地建物取引業免許の申請にあたっての留意点

- ◆ 免許申請書類は、この手引きをお読みの上作成してください。
- ◆ 免許更新の申請は、免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に免許申請書類を提出することが必要です。
- ◆ 変更届出事項がある場合は、変更が生じた日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。
- ◆ この手引きの内容は、変更になる場合もありますので、住宅課のホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/index.html#p5>）もご覧ください。

令和7年4月版

目 次

	ページ
I 免許制度の概要	
1. 宅地建物取引業とは	1
2. 免許の区分	1
3. 免許の有効期間	1
4. オンライン申請について	2
II 宅地建物取引業の免許申請	
1. 免許を受けるための要件	3
(1) 免許を受けようとする者	3
(2) 免許の基準	3
(3) 事務所	4
(4) 専任の宅地建物取引士	5
(5) 政令使用人	6
2. 免許申請の手続き	7
(1) 新規免許申請から営業開始までの手順	7
(2) 免許申請に必要な書類	8
(3) 免許申請に要する費用	9
(4) 免許申請の提出先と提出部数	9
(5) 免許申請の取り下げ	9
3. 免許後、開業までの手続き	10
(1) 営業保証金を供託する場合	10
(2) 弁済業務保証金分担金を納付する場合	11
III 宅地建物取引業免許の更新申請	
1. 更新申請の手続き	12
2. 更新申請時の留意点	12
(参考) ア. 宅地建物取引業者名簿登載事項の変更の届出について	13
イ. 宅地建物取引士資格登録簿登載事項の変更の申請について	14
ウ. その他宅建関係様式	14
IV 免許換え申請	15
V 免許申請書の作成	
(様式第一号)	
免許申請書 (第一面)	16
免許申請書 (第二面)	18
免許申請書 (第三面・第四面)	19
免許申請書 (第五面)	20
(様式第二号)	
添付書類(1) 宅地建物取引業経歴書	21
添付書類(2) 誓約書	24
添付書類(3) 略歴書	25
添付書類(4) 専任の宅地建物取引士設置証明書	26

添付書類(5) 資産の状況を示す書面	2 7
添付書類(6) 相談役、顧問及び出資者に関する事項	2 8
添付書類(7) 事務所を使用する権限に関する書面	3 0
事務所の建物登記事項証明書、建物賃貸借契約書(写)又は建物使用貸借契約書(写)	3 0
添付書類(8) 略歴書(専任の宅地建物取引士等)	3 1
添付書類(9) 代表者等の連絡先に関する調書	3 2
添付書類(10) 宅地建物取引業に従事する者の名簿	3 3
事務所の案内図	3 4
事務所の平面図・間取り図	3 4
事務所の写真	3 4
貸借対照表及び損益計算書	3 5
納税証明書	3 5
法人の履歴事項全部証明書	3 5
身分証明書及び登記されていないことの証明書	3 5
住民票抄本	3 6
営業保証金の供託を証する書面	3 6
VI コード表	3 7

I 免許制度の概要

1. 宅地建物取引業とは

宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）とは、宅地又は建物について次に掲げる行為を業として行うものをいいます。

- ① 宅地又は建物について自ら売買又は交換することを業として行うこと。
- ② 宅地又は建物について他人が行う売買、交換又は貸借を代理又は媒介することを業として行うこと。

すなわち、免許を要する宅建業とは、不特定多数の人を相手方として、宅地又は建物に関して下表の○印の行為を反復継続して行い、社会通念上事業の遂行とみることができる程度のものをいいます。

区 分	自 己 物 件	他人の物件の代理	他人の物件の媒介
売 買	○	○	○
交 換	○	○	○
貸 借	×	○	○

※不動産賃貸業・不動産管理業は、宅建業には該当しません。

2. 免許の区分

宅建業を営もうとする方は、宅地建物取引業法（以下「業法」という。）の規定により、都道府県知事又は国土交通大臣の免許を受ける必要があります。

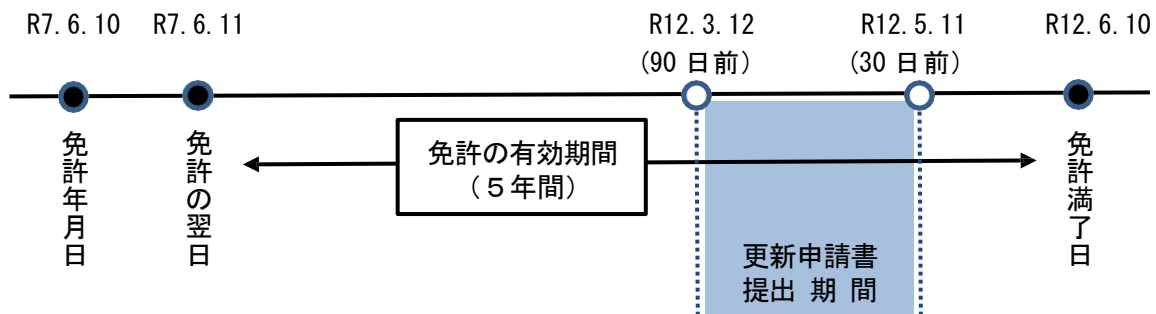
事務所を設置する場所により、都道府県知事免許と国土交通大臣免許に区分されます。

区 分	免許権者	申請窓口
1 の都道府県にのみ事務所を設置する場合	都道府県知事	都道府県
2 以上の都道府県に事務所を設置する場合	国土交通大臣	本店所在地を管轄する地方整備局

3. 免許の有効期間

宅建業の免許の有効期間は5年間です。

有効期間の満了後、引き続き宅建業を営もうとする方は、その有効期間が満了する日の９０日前から３０日前までの間に免許の更新申請をする必要があります。



4. オンライン申請について

国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）を利用したオンライン申請が可能です。
詳細は下記をご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/takken/takkendennsisinnsei.html>

※オンライン申請の場合でも、添付書類は従来通りです。

Ⅱ 宅地建物取引業の免許申請

1. 免許を受けるための要件

宅建業の免許を受けるには、次のような要件があります。免許申請者は、この要件等を確認の上、申請してください。

なお、(3)から(5)に示す基準は、大まかな目安となるもので、個々の判断は、免許申請書の審査やその実態を調査して行われることになります。

(1) 免許を受けようとする者

免許申請は、個人又は法人のいずれもできることになっていますが、特に、法人の場合は、履歴事項全部証明書の目的欄に宅建業を営む旨の登記がされていることが必要となります。

また、申請者の商号又は名称が、その使用を法令によって禁止されている場合等は、商号又は名称の変更が必要な場合があります。

【商号又は名称についての使用制限の例】

- ① 法令上、その商号又は名称の使用が禁止されているもの
例)「〇〇銀行」等
- ② 地方公共団体又は公的機関の名称と紛らわしいもの
例)「〇〇公社」「〇〇協会」等
- ③ 指定流通機構の名称と紛らわしいもの
例)「〇〇流通機構」「〇〇不動産センター」等
- ④ 個人業者の場合、法人と誤認される恐れのあるもの
例)「〇〇不動産部」の「部」等
- ⑤ 変体かな、図形又は符号等で判読しにくいもの

(2) 免許の基準

免許を受けようとする者が下表の欠格要件のいずれかに該当する場合には、免許を受けられません。

欠 格 要 件（業法第5条第1項の概要）	
申請手続関係	
①	免許申請書やその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合【第1項後段】 (例えば、専任の宅地建物取引士の要件を満たさないにもかかわらず、虚偽の証明書を提出する場合等)
申請者	
②	申請前5年以内に次のいずれかに該当した場合 - i 免許不正取得、業務停止処分事由に該当し、情状が特に重い場合又は業務停止処分違反に該当するとして免許を取り消された場合【第2号】 ※その者が法人である場合には、その法人の役員であった者(注1)を含む。 - ii iのいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく廃業等(解散又は廃止)の届出を行った場合【第3号】 ※その者が法人である場合には、その法人の役員であった者(注1)を含む。 - iii iiの聴聞の公示をされた後、相当の理由なく合併により消滅した法人の役員であった場合(注1)【第4号】 - iv 禁錮以上の刑に処せられた場合【第5号】 - v 業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法(傷害、暴行、脅迫、背任等)、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し罰金の刑に処せられた場合【第6号】 - vi 暴力団員等(注2)である場合【第7号】 - vii 宅地建物取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合【第8号】
③	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合【第1号】
④	宅地建物取引業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな場合【第9号】
⑤	心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない場合【第10号】

申請者の法定代理人、役員、政令使用人	
⑥	申請者の <u>法定代理人</u> (注3)、 <u>役員</u> (注4)又は政令使用人が②、③、④又は⑤に該当する場合【第11号、第12号、第13号】
そ の 他	
⑦	暴力団員等(注2)がその事業活動を支配する場合【第14号】
⑧	事務所に専任の宅地建物取引士を設置していない場合【第15号】

- (注) 1. 「役員であった者」とは、免許取消処分聴聞の公示の日前 60 日以内に役員(注4)であった者。
2. 「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
3. 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の親権者又は後見人。
4. 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。相談役、顧問、その他いかなる名称を有するかを問わない。)。

(3) 事務所

ア 事務所の範囲

- ① 本店又は支店として履歴事項全部証明書に登記されたもの(商人以外の者である場合は、主たる事務所又は従たる事務所)。
- ② ①の他、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、宅建業に係る契約を締結する権限を有する使用人を置くもの。

【留意点】

- ① 本店で宅建業を行わなくても、支店で宅建業を行っていれば、本店も「事務所」となります。この場合、本店には営業保証金の供託及び専任の宅地建物取引士の設置が必要となります。
- ② 支店の登記があっても、当該支店において宅建業を行わない場合は、「事務所」として取り扱われません。
- ③ 「支店」については、会社法の規定により商業登記をしなければならないこととなりますので、従たる事務所の名称を「〇〇支店」として免許申請する場合は、商業登記を必ず行う必要があります。商業登記を行わない場合は、その他の名称(〇〇営業所、〇〇店等)に変更し、申請することになります。

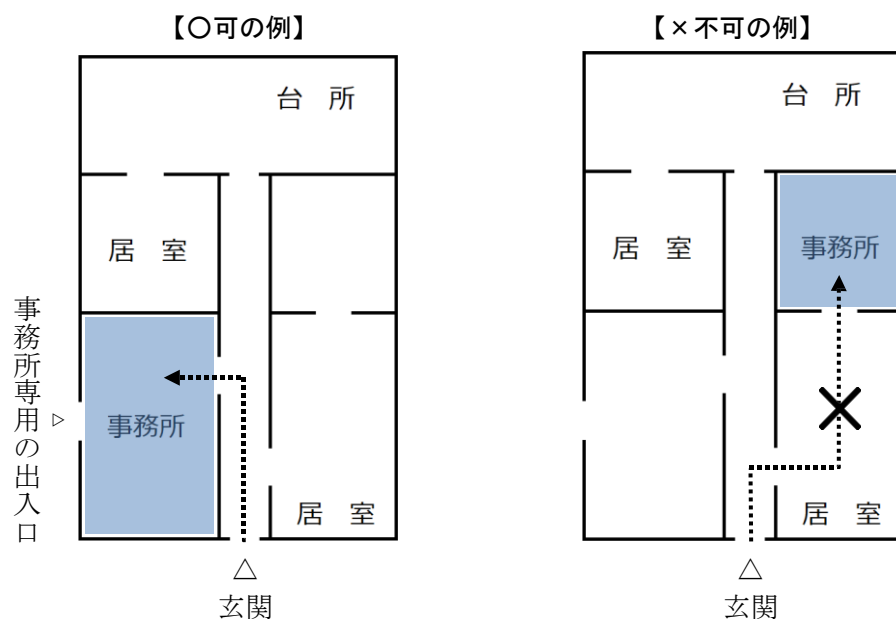
イ 事務所の要件(形態)

業法上の「事務所」とは、所有権、賃借権等に基づき事務所として、継続的に使用することができる権原を有し、社会通念上、独立した業務を行い得る機能を持つものとして認識される程度の形態を備えていることが必要です。

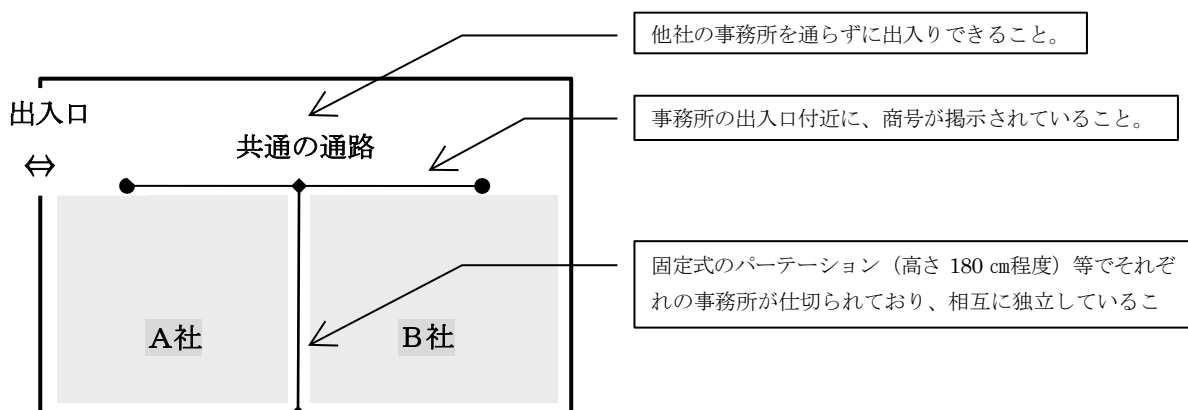
【留意点】

- ① 個人の居宅の一部を事務所として使用することは、原則として認められません。
ただし、事務所専用の出入口があり、又は、居宅の出入口から居住部分を通らずに出入りでき、事務所として業務を行い得る機能を備えていると判断できる場合は、例外的に事務所として認めています。
- ② 同一フロアー、同一部屋に他の法人等の事務所がある場合は、次頁の例のように、消費者(顧客)が事務所の範囲を明確に区別できることが必要です。
- ③ 分譲マンションに事務所を置く場合、管理規約等で営業行為が特に禁止されていないことを条件として認めています。
- ④ 仮設の建築物は、原則として事務所としては認められません。

①の例（個人の居宅の一部を事務所として使用する場合）



②の例（同一フロアー、同一部屋を他の法人と共同で使用する場合）



(4) 専任の宅地建物取引士

ア 専任の宅地建物取引士の法定数

宅地建物取引業者は、事務所や業法第 50 条第 2 項に規定する案内所等（以下「事務所等」という。）には一定の数の専任の宅地建物取引士を置かなければなりません。

このことに抵触する事務所等を開設してはならず、免許後に既存の事務所等がこれに抵触するに至ったときは、2 週間以内に必要な措置をとらなければなりません。

区 分	業法に規定する専任の宅地建物取引士の数
事 務 所	業務に従事する者 5 人に 1 人以上
案 内 所 等 (業法第 50 条第 2 項関係)	1 人以上

【業務に従事する者】

- ① 代表者
- ② 常勤の役員
- ③ 営業に従事する者
- ④ 宅建業の一般管理部門に所属する者（総務、経理担当者等）
- ⑤ 補助的な事務に従事する者
- ※ 非常勤の役員、監査役は含まれません。
- ※ 他の業種と兼業している場合で、宅建業が副次的な場合は、一般管理部門に所属する者は含まれません。
- ※ アルバイト等一時的に事務を補助する者は含まれません。ただし、一時的であっても単なる補助ではなく、他の従業者と同程度に業務に関与する者は含まれます。

イ 専任の宅地建物取引士の専任性

- ① 専任性認定の要件
 - i 当該事務所に常勤しているかどうか（常勤性）
 - ii 宅建業に専ら従事する状態にあるかどうか（専従性）
- ② 専任性が認められない場合
 - i 他法人の常勤役員と兼任したり、他会社の社員や公務員として勤務している場合
 - ii 通常の通勤ができない場所に住んでいる場合

(5) 政令使用人

ア 政令使用人の位置付け

政令使用人（宅地建物取引業法施行令第2条の2で定める使用人）は、その事務所の代表者で、**「宅地建物取引業に係る契約を締結する権限を有する使用人」となっています。**通常、支店長、営業所長等ですが、宅建業以外の業務を営んでいる場合には、宅建業に関して事務所を代表している使用人（例えば、不動産営業部長等）がこれに当たります。

政令使用人はその事務所に常勤することが必要です。

免許申請者である代表取締役が常勤する場合は、別の者を政令の使用人として設置する必要はありませんが、常勤できない本店、支店等の場合は、政令使用人を設置する必要があります。

イ 政令使用人設置の要否

事 務 所 の 体 制		設置の要否
本店 (主たる事務所)	申請者である代表取締役が常勤する	×
	申請者である代表取締役が常勤しない	○
	申請者である代表取締役が他法人の代表取締役と兼務する	△
	申請者である代表取締役が他法人の役員を兼務する	△
支店 (従たる事務所)	申請者である代表取締役が常勤する	×（注1）
	申請者以外の代表取締役が常勤する	○（注2）
	専任の宅地建物取引士のみが常勤する	○

○：政令使用人を設置する必要があります。

△：他法人の勤務形態により判断します。

×：設置する必要はありません。

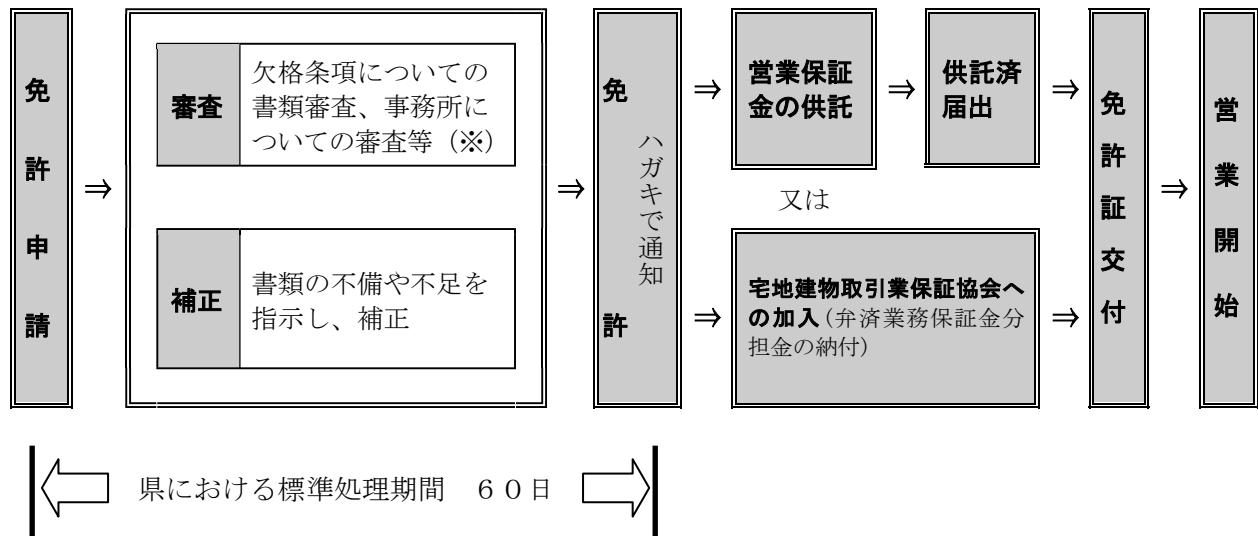
（注）1. この場合、代表取締役以外の者の政令使用人の設置は不要ですが、免許申請上は代表取締役を政令使用人として申請してください。併せて、本店には政令使用人の設置が必要となります。

2. 申請者以外の代表取締役は、申請者である代表取締役と権限は同等ですが、従たる事務所に常勤する場合には、免許申請上は政令使用人として設置します。

2. 免許申請の手続き

(1) 新規免許申請から営業開始までの手順

新規の免許申請から営業開始に至るまでの流れは、簡単に図示すると下図のとおりです。



(注) 営業は、免許証の交付を受けるまではできません。免許されると、その旨をハガキで通知しますが、通知が届いたら営業ができるわけではありませんのでご注意ください。

(※) 事務所について疑義がある場合等、必要に応じて住宅課職員が事務所を訪問し、調査を行うことがあります。

(2) 免許申請に必要な書類

書類はこの順に揃えて、綴じずに提出してください。

また、下表の書類以外にも事実関係の確認、真偽の証明、事情の把握等の必要に応じ、一定の書類等の提出を求めることがあります。

順番	提 出 書 類			申請者の区分		記入例等 参照ページ
				法人	個人	
1	免許申請書 第一～五面	項番 11	商号又は名称	○	○	16, 17
		項番 12	代表者又は個人に関する事項	○	○	16, 17
		項番 13	宅地建物取引業以外に行っている事業	○	○	16, 17
			所属している業界団体	○	○	16, 17
			資 本 金	○	×	16, 17
		項番 21	役員に関する事項	○	×	18
		項番 31	事務所にに関する事項	○	○	19
		項番 32	政令第 2 条の 2 で定める使用人に関する事項	○	○	19
		項番 41	専任の宅地建物取引士に関する事項	○	○	19, 20
2	添付書類(1)	宅地建物取引業経歴書		○	○	21, 22, 23
3	添付書類(2)	誓 約 書		○	○	24
4	添付書類(3)	略 歴 書		○	○	25
5	添付書類(4)	専任の宅地建物取引士設置証明書		○	○	26
6	添付書類(5)	資産の状況を示す書面		×	○	27
7	添付書類(6)	相談役、顧問及び出資者に関する書面		○	×	28, 29
8	添付書類(7)	事務所を使用する権原に関する書面		○	○	30
9	事務所の建物登記事項証明書、 建物賃貸借契約書(写)又は建物使用貸借契約書(写)			○	○	30
10	添付書類(8)	略 歴 書（専任の宅地建物取引士等）		○	○	31
11	添付書類(9)	代表者等の連絡先に関する調書		○	○	32
12	添付書類(10)	宅地建物取引業に従事する者の名簿		○	○	33
13	事務所の案内図			○	○	34
14	事務所の平面図・間取り図（事務所内の備品等の配置を記載）			○	○	34
15	事務所の写真			○	○	34
16	貸借対照表及び損益計算書 直前 1 年分 ＊新設の場合は開始時貸借対照表を添付			○	×	35
17	法人税の納税証明書（様式その 1） 直前 1 年分(税務署発行) ＊新設法人は除く			○	×	35
18	所得税の納税証明書（様式その 1） 直前 1 年分(税務署発行)			×	○	35
19	法人の履歴事項全部証明書			○	×	35
20	身分証明書及び登記されていないことの証明書 (代表者、役員、政令使用人等)			○	○	35
21	住民票抄本（申請者が個人の場合の代表者）			×	○	36
22	住民票抄本（専任の宅地建物取引士）			○	○	36
23	営業保証金の供託を証する書面（保証協会未加入者/更新のみ）			○	○	36

(注) 住民票抄本については、あらかじめ住民基本台帳ネットワークでの住所確認を承諾される方は、省略することができます。[]の番号の書類は、宅地建物取引業法施行規則による「指定様式」です。香川県土木部住宅課ホームページ「様式」からダウンロードすることができます。

また、(公社)香川県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会香川県本部でも配布されています。

(3) 免許申請に要する費用

申請手数料

申請手数料は、知事免許を新規に申請しようとする場合又は知事免許を有する者が引き続き宅建業を営むため免許の更新を申請する場合に、各都道府県の発行する証紙、もしくは香川県電子申請・届出システムにより納入することになっています。

(令和7年4月現在)

区 分		紙申請	電子申請	
		手数料(3万3,000円)	手数料(2万6500円)	
		県証紙	県証紙	電子納付
香川県 知事免許	新規	○	○	○
	更新	○	○	○
	免許換え(大臣から知事)	○	○	○

(4) 免許申請の提出先と提出部数

免許申請書(免許更新申請及び免許換え申請の場合も同様)の提出先は、免許権者あてに提出してください。

また、所属団体によっては、申請書の写しに県の受付印を押印したものが必要となる場合がありますので、下記正本・副本に加え、所属団体に確認し、必要となる申請書の写しを添えて受付場所まで提出してください。

免許の区分	提 出 先	提 出 部 数
香川県 知事免許	〒 760-8570 香川県高松市番町 4-1-10 香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ	正本1部と副本1部

(5) 免許申請の取り下げ

免許申請をした者が、都合によりその免許申請を取り下げようとするときは、免許を受けようとした免許権者あてに「免許申請取下書」を提出することになります。

免許申請の取り下げは、免許権者が免許するか否かを決定するまでの間、行うことができます。なお、申請が取り下げられた場合には、受理された申請書、及び申請手数料として納入した額については返還されません。

3. 免許後、開業までの手続き

宅地建物取引業者は、免許後、(1)営業保証金を供託するか、又は(2)弁済業務保証金分担金を納付し、その事実を免許権者に届け出た後でなければ、営業を開始することはできません。

(1) 営業保証金を供託する場合

①営業保証金の供託方法

業者は、新たに営業を開始する場合、営業保証金を主たる事務所が所在する最寄りの供託所に供託しなければなりません。

供託しなければならない営業保証金の額は、次のとおりですが、営業保証金は必ずしも金銭である必要なく、国債証券、地方債証券その他国土交通省令で定める有価証券を充てることができます。(業法第25条)

供 託 原 因	供託すべき額(令和7年4月現在)
新規免許の取得	主たる事務所—1,000万円 従たる事務所—事務所ごとに500万円

今後、事務所を新設した場合等にも、営業保証金の供託が必要になります。

《供託所》

供 託 所	所 在 地	電話番号
高松法務局 供託課	〒760-8508 高松市丸の内1番1号	(087)821-6191
丸亀支局 総務係	〒763-0034 丸亀市大手町3丁目1番1号	(0877)23-0228
観音寺支局 総務係	〒768-0067 観音寺市坂本町5丁目19番11号	(0875)25-4528

②営業保証金の供託済届出

業者は、営業保証金を主たる事務所が所在する最寄りの供託所に供託した後、速やかにその供託物の受入れの記載のある供託書の原本とその写し1通、そして「営業保証金供託済届出書」を免許を受けた都道府県知事又は国土交通大臣に提出しなければなりません。

免許日から3か月以内にこの届出をしないと催告を受けますが、この催告書が到達した日から1か月以内に届出をしないときは、免許を取り消されることがあります。

届出の後でないと免許証の交付を受けていても営業を開始することはできません。届出をしないで営業をした場合は、業務停止処分を受けるほか、懲役若しくは罰金に処せられ、又はこれらが併科されることがあります。

(2) 弁済業務保証金分担金を納付する場合

① 弁済業務保証金分担金の納付方法

業者が保証協会の社員になった場合は、政令で定める弁済業務保証金分担金を保証協会に納付すれば、営業保証金を供託する必要はありません。

保証協会へ加入しようとする業者は、その加入しようとする日までに弁済業務保証金分担金を納付しなければなりません。

保証協会は、国土交通大臣の指定を受けた社団法人で、現在、(公社)全国宅地建物取引業保証協会、(公社)不動産保証協会の2つが指定されています。

なお、各保証協会には、当該保証協会の社員となるための資格、入会金等の定めがありますので、個別に確認してください。

《保証協会》

協 会 名	所 在 地	電話番号
(公社)全国宅地建物取引業保証協会 香川本部	〒760-0067 高松市松福町 1-10-5	(087)823-2300
(公社)不動産保証協会香川県本部	〒760-0080 高松市木太町 802	(087)868-6701

《政令で定める額》

事 務 所	弁済業務保証金分担金(令和7年4月現在)
本店(主たる事務所)	60 万円
支店(従たる事務所)	事務所ごとに 30 万円

今後、事務所を新設した場合等にも、分担金の納付が必要になります。

② 弁済業務保証金の供託済届出

業者が、保証協会に弁済業務保証金分担金を納付した場合においては、保証協会が、社員である業者に係る弁済業務保証金を供託した旨を届け出ることになります。

業者は、この届出書を持参し、これと引替に免許証が交付されます。

Ⅲ 宅地建物取引業免許の更新申請

1. 免許の更新申請の手続き

免許の有効期間（５年間）の満了後引き続き業を営もうとする者は、その**有効期間が満了する日の 90 日前から 30 日前までの間に**免許の更新申請書を提出しなければなりません。（業法第３条第３項、同施行規則第３条）

免許の更新申請書は、新規の免許申請書と同一の様式を使用し、また、添付書類、証明書類、そして記入方法もほぼ同様ですので、更新申請時の手続きについては、前述のⅡの１～２及びⅤ免許申請書の記入例を参照してください。

2. 更新申請時の留意点

下記の留意点について、業法に違反する内容がある場合には、審査が中断し免許が遅れたり、また、免許の拒否ばかりでなく、その違反内容に応じて行政処分の対象となりますので、十分確認して申請の手続きをしてください。

【留意点】

- ①現に営んでいる宅地建物取引業の営業実態、実績が正常といえるか。
- ②**代表者、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士等に関し、現在の免許申請時以降、いわゆる「欠格要件」（P3、4 参照）に該当することになっている者がいないか。**
- ③**専任の宅地建物取引士の専任性（P5、6 参照）が引き続き確保されているか。**
- ④**事務所に關して、引き続き永続性のある権原に基づき設置されているか。また、その独立性や必要な機能等が確保されているか（P4、5 参照）。**
- ⑤業法等の規定で定められている営業保証金等が供託されているか。
- ⑥事務所、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士等に関して、必要な変更届等の手続きが漏れなく行われているか。（P13 ア参照）
- ⑦宅地建物取引士の登録に関して、当該宅地建物取引士が必要な変更申請等の手続きを漏れなく行っているか。（P14 イ参照）

（注） 上記の⑥、⑦について変更届等がなされていない場合、**全ての変更手続きが終了するまでは、更新のための手続きを行うことができません。**もし、変更届等の手続きが行われていない場合は、P13、P14 を参照のうえ早急に変更届等を提出してください。

ア. 変更の届出について

宅地建物取引業者は免許を受けた後、免許申請書に記載した下表の事項について変更があった場合、30日以内に免許権者[国土交通大臣、都道府県知事]に届け出なければならないことになっています。

- (1) 届出書類
 ① 変更届出書（様式第3号の4）
 ② 添付書類（下記の表のとおり）
- (2) 届出時期 **変更後30日以内**
- (3) 提出部数 正本1部 副本1部
- (4) その他 審査にあたって一覧表以外の書類の提出を求めることがあります。

順番	変更事項		添付書類		添付書類名	関係書類
			個人	法人		
11	商号・名称			☐	法人の履歴事項全部証明書	☐ 免許証書換え交付申請書 ☐ 従前の免許証 ☐ 変更登録申請書
12	代表者個人	氏名 ※代表者の就退任	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	戸籍抄本（婚姻等で氏名の変更がある場合） 誓約書 略歴書 代表者等の連絡先に関する調書 身分証明書及び登記されていないことの証明書 法人の履歴事項全部証明書（法人の場合） 顔写真	☐ 免許証書換え交付申請書 ☐ 従前の免許証 ☐ ※従業者変更届
21	役員	就任	—	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	誓約書 略歴書 代表者等の連絡先に関する調書 身分証明書及び登記されていないことの証明書 法人の履歴事項全部証明書	☐ ※従業者変更届
		退任	—	☐	法人の履歴事項全部証明書	
		氏名	—	☐ ☐	戸籍抄本 法人の履歴事項全部証明書	
31	事務所	主たる事務所の移転	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	事務所を使用する権原に関する書面 事務所の案内図 事務所の写真 法人の履歴事項全部証明書（法人の場合） 建物登記事項証明書、建物賃貸借契約書(写)又は建物使用貸借契約書(写) 事務所の平面図・間取り図	☐ 免許証書換え交付申請書 ☐ 従前の免許証 ☐ ※営業保証金供託済届出書（保管替え）
			☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	事務所を使用する権原に関する書面 事務所の案内図 事務所の写真 項番32・41の変更に係る書面(新設の場合) 添付書類(10)従業者名簿(新設の場合) 法人の履歴事項全部証明書（法人の場合） 建物登記事項証明書、建物賃貸借契約書(写)又は建物使用貸借契約書(写) 事務所の平面図・間取り図	☐ 弁済業務保証金供託届出書又は営業保証金供託済届出書（新設の場合） ☐ ※従業者変更届 ☐ ※営業保証金供託済届出書（保管替え）
		名称		☐	法人の履歴事項全部証明書（登記してある場合）	
		廃止		☐	法人の履歴事項全部証明書（登記してある場合）	☐ 営業保証金取りもどし公告届等
32	政令使用人	就任	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	誓約書 略歴書 代表者等の連絡先に関する調書 身分証明書及び登記されていないことの証明書 顔写真	☐ ※従業者変更届
		退任			なし	
		氏名	☐	☐	戸籍抄本	
41	専任の宅地建物取引士	就任	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	専任の宅地建物取引士設置証明書 略歴書(専任の宅地建物取引士等) 住民票抄本 顔写真	☐ ※従業者変更届 ☐ ※変更登録申請書
		退任	☐	☐	専任の宅地建物取引士設置証明書	☐ ※従業者変更届 ☐ ※変更登録申請書
		氏名			なし	☐ 変更登録申請書

- (注意) 1. 申請書に添付する書類は、**届出日前3か月以内に発行されたもの**を使用してください。
2. 書類の記載内容又は添付書類の不備の場合は、変更できない場合があります。
3. 代表者、役員等が専任の宅地建物取引士となる場合は、略歴書は重複して添付する必要はありません。
4. 関係書類欄中、※印は、変更の内容によって提出が必要となる書類を示しています。
5. 住民票抄本は、あらかじめ住民基本台帳ネットワークでの住所確認を承諾される方は、省略することができます。

イ. 宅地建物取引士資格登録簿登載事項の変更の申請について

業法第18条第1項の登録を受けている者は、登録を受けている事項（下表参照）について変更があった場合、遅滞なく登録をしている都道府県知事に申請しなければならないことになっています。

なお、会社等が行う専任の宅地建物取引士に関する入社及び退社等の変更届は、宅地建物取引業者として免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出るものですから、その届出により宅地建物取引士の登録等の内容が、連動して自動的に変更になることはありません。

(1) 申請書類

- ① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第7号）
- ② 添付書類（下表のとおり）

(2) 提出部数 1部

変 更 内 容		添 付 書 類
1. 氏 名		☐ 戸籍抄本
	その他関係書類の添付	☐ 宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第七号の四） ☐ 宅地建物取引士証 ☐ 顔 写 真
2. 住 所		☐ 住民票抄本
	その他関係書類の添付	☐ 宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第七号の四） ☐ 宅地建物取引士証
3. 本 籍		☐ 戸籍抄本
4. 勤務先	① 就 職	☐ 在職証明書
	② 退 職	☐ 退職証明書
	③ 出 向	☐ 出向の証明書（又は ☐ 出向辞令の写し）
	④ 商号・名称	☐ 添付書類不要
	⑤ 免許証番号	☐ 添付書類不要

- (注意) 1. 申請書に添付する証明書類は、**申請日前3か月以内に発行されたもの**を使用してください。
2. 「就職」、「退職」、「出向」による変更登録申請が、「免許申請書」、「宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書」、「廃業等届出書」の申請等と同時に行われ、それによって変更内容が確認される場合にあっては、在職証明書、退職証明書は省略することができます。
3. 住民票抄本は、あらかじめ住民基本台帳ネットワークでの住所確認を承諾される方は、省略することができます。

ウ. その他宅建関係様式

区分	様 式	様 式 番 号	備 考
免許関係	宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書	第3号の2	免許証の書換え
	宅地建物取引業者免許証再交付申請書	第3号の3	免許証の再交付
	廃業等届出書	第3号の5	
	営業保証金供託済届出書	第7号の6	
	従業者変更届	別記様式	従業者の就退任
宅地建物取引士登録関係	登録申請書	第5号	登録関係
	実務経験証明書	第5号の2	登録関係
	誓 約 書	第6号	登録関係
	登録移転申請書	第6号の2	登録関係
	宅地建物取引士死亡等届出書	第7号の2	登録関係
	宅地建物取引士証交付申請書	第7号の2の2	宅地建物取引士証交付関係
	宅地建物取引士証書換え交付申請書	第7号の4	宅地建物取引士証交付関係
	宅地建物取引士証再交付申請書	第7号の5	宅地建物取引士証交付関係
	届 出 書（第50条第2項）	第12号	そ の 他

IV 免 許 換 え 申 請

国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けて現に宅建業を営んでいる者が、事務所の新設、移転、又は廃止によって下表の「変更内容」の事由に該当して、引き続き宅建業を営もうとする場合は、現在免許を受けている免許権者から他の免許権者に変更するための手続きが必要です。このような免許権者を異にする免許を新たに受けることを「**免許換え**」と呼んでいます。この免許換えは、現に受けている免許有効期間内に手続きをしなければならないことになっています。

免許換えの申請は、新たに免許を受ける免許権者に行います。

なお、免許換えにより新たに免許を受けたときには、従前の免許は、その効力を失うことになり、従前の免許権者に、遅滞なく、従前の免許証を返納しなければなりません。

現在の免許権者 (免許換え前の免許権者)	変 更 内 容	変更後の免許権者 (免許換え後の免許権者)
都道府県知事	他の1の都道府県の区域内にのみ事務所を有することになったとき	変更後の事務所所在地の都道府県知事
	2以上の都道府県の区域内に事務所を有することになったとき	国土交通大臣
国土交通大臣	1の都道府県の区域内にのみ事務所を有することになったとき	変更後の事務所所在地の都道府県知事

V 免許申請書の作成

順 序	書 類 の 名 称 ・ 記 入 要 領 等																																																																								
1-①	免許申請書（第一面）																																																																								
◆	「申請者」の欄の記入について ○ 法人申請の場合は、商号、主たる事務所の所在地、代表取締役の氏名は、履歴事項全部証明書に記載された商号、本店所在地（実際に事務所がある所在地と一致していること。）、代表取締役の氏名と一致させて記入する。 ○ 個人申請の場合は、名称、郵便番号、事務所の所在地、氏名を記入する。 ◆「免許の種類」の欄は、該当する番号を記入する。 ◆「免許換え後の免許権者コード」の欄は、「免許の種類」において「2」を記入した場合のみ、香川県の「37」を記入する。 ◆「(有効期間： 年 月 日～ 年 月 日)」の欄は、免許換え及び更新申請の場合のみ、申請日現在の免許の有効期間を記入する。 ◆項番 11 ◎商号又は名称の「フリガナ」欄は、カタカナで上段から左詰めで1マス1文字で記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入する。 ◆「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入する。 ◆項番 12 ◎代表者又は個人に関する事項の「役名コード」の欄は、<u>法人申請の場合のみ</u>、下表より該当する役名のコードを記入する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>01</td><td>代表取締役（株式会社）</td><td>04</td><td>代表社員（持分会社）</td><td>08</td><td>監 事</td><td>14</td><td>執 行 役（株式会社）</td></tr> <tr> <td>02</td><td>取締役（株式会社）</td><td>05</td><td>社 員（持分会社）</td><td>09</td><td>そ の 他</td><td>15</td><td>会計参与（株式会社）</td></tr> <tr> <td>03</td><td>監査役（株式会社）</td><td>07</td><td>理 事</td><td>13</td><td>代表執行役（株式会社）</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ◆項番 13 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入し、業種名も記入する。なお、宅建業以外に行っている事業がない場合には「50」を記入し、業種名は「兼業なし」と記入する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>01</td><td>農 業</td><td>05</td><td>建 設 業</td><td>08</td><td>運 輸 ・ 通 信 業</td><td>11</td><td>不動産賃貸業</td></tr> <tr> <td>02</td><td>林 業</td><td>06</td><td>製 造 業</td><td>09</td><td>卸売・小売業、 飲食店</td><td>12</td><td>不動産管理業</td></tr> <tr> <td>03</td><td>漁 業</td><td>07</td><td>電気・ガス・ 熱供給・水道業</td><td>10</td><td>金融・保険業</td><td>13</td><td>サ ー ビ ス 業</td></tr> <tr> <td>04</td><td>鉱 業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>14</td><td>そ の 他</td></tr> </tbody> </table> ◆「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体コードを記入し、団体名、加入年月日も記入する。なお、所属している不動産業関係業界団体が不在場合には「50」を記入し、団体名は「該当なし」と記入する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>01</td><td>(一社) マンション管理業協会</td><td>10</td><td>(一社) 不動産協会</td></tr> <tr> <td>04</td><td>(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会</td><td>11</td><td>(一社) 不動産流通経営協会</td></tr> <tr> <td>05</td><td>(公社) 全日本不動産協会</td><td>12</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>09</td><td>(一社) 日本ビルディング協会連合会の会員である各協会</td><td>13</td><td>(一社) 全国住宅産業協会又はその会員である各協会</td></tr> </tbody> </table> ◆「資本金」の欄は、<u>法人申請の場合のみ</u>、履歴事項全部証明書に記載された資本金と一致させて右詰めで記入する。（単位は千円） ◆法人申請の場合は、記入内容と履歴事項全部証明書の内容が一致しているか確認する。	01	代表取締役（株式会社）	04	代表社員（持分会社）	08	監 事	14	執 行 役（株式会社）	02	取締役（株式会社）	05	社 員（持分会社）	09	そ の 他	15	会計参与（株式会社）	03	監査役（株式会社）	07	理 事	13	代表執行役（株式会社）			01	農 業	05	建 設 業	08	運 輸 ・ 通 信 業	11	不動産賃貸業	02	林 業	06	製 造 業	09	卸売・小売業、 飲食店	12	不動産管理業	03	漁 業	07	電気・ガス・ 熱供給・水道業	10	金融・保険業	13	サ ー ビ ス 業	04	鉱 業					14	そ の 他	01	(一社) マンション管理業協会	10	(一社) 不動産協会	04	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社) 不動産流通経営協会	05	(公社) 全日本不動産協会	12	その他	09	(一社) 日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	13	(一社) 全国住宅産業協会又はその会員である各協会
01	代表取締役（株式会社）	04	代表社員（持分会社）	08	監 事	14	執 行 役（株式会社）																																																																		
02	取締役（株式会社）	05	社 員（持分会社）	09	そ の 他	15	会計参与（株式会社）																																																																		
03	監査役（株式会社）	07	理 事	13	代表執行役（株式会社）																																																																				
01	農 業	05	建 設 業	08	運 輸 ・ 通 信 業	11	不動産賃貸業																																																																		
02	林 業	06	製 造 業	09	卸売・小売業、 飲食店	12	不動産管理業																																																																		
03	漁 業	07	電気・ガス・ 熱供給・水道業	10	金融・保険業	13	サ ー ビ ス 業																																																																		
04	鉱 業					14	そ の 他																																																																		
01	(一社) マンション管理業協会	10	(一社) 不動産協会																																																																						
04	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社) 不動産流通経営協会																																																																						
05	(公社) 全日本不動産協会	12	その他																																																																						
09	(一社) 日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	13	(一社) 全国住宅産業協会又はその会員である各協会																																																																						

1-③ 免許申請書（第三面・第四面）

- ◆第三面・第四面は項番 30 の事務所ごとに作成する。
- ◆項番 30 の「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入する。
- ◆「事務所の名称」の欄は、商号、名称を記入せず、本店の場合は「本店」のみ、従たる事務所の場合は「〇〇支店、〇〇営業所、〇〇事務所」等と記入する。
- ◆項番 31 ◎事務所に係る事項のうち、「所在地」は履歴事項全部証明書に記載された所在地と一致させる。「従事する者の数」は、P 33 の「従事する者の名簿」の数と一致させ、右詰めで記入すること。
- ◆項番 32 ◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項は、P 6 (5)を参照。
- ◆項番 41 ◎専任の宅地建物取引士に関する事項は、P 5 (4)を参照。
- ◆第四面は、項番 41◎専任の宅地建物取引士に関する事項が、第三面に書ききれない場合にのみ記入する。

＜免許申請書（第三面）の記入例＞

(第 三 面)

免許申請書（第一面）と同じ

1 3 0

受付番号

* 申請時の免許証番号

3 7 (7) 4 5 0 0

項番

30

事務所の別	1	1. 主たる事務所	2. 従たる事務所	事務所コード			
事務所の名称	本 店						

◎事務所に係る事項

31

郵便番号

7 6 0 0 0 1 7

所在地市区町村コード

3 7 2 0 1 3 香川 都道府県 高松 市郡区 区町村

所在地

番 町 4 - 1 - 1 0

電話番号

0 8 7 - 8 3 1 - 1 1 1 1

従事する者の数

8

確認欄

*

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

32

登録番号																			
フリガナ																			
氏 名																			
生 年 月 日																			

主たる事務所に政令使用人を置いていない場合は、記入不要

確認欄

*

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41

登録番号

3 7 0 0 8 5 0 1

フリガナ

カガワ タロウ

氏 名

香川 太郎

生 年 月 日

S 2 3 年 0 9 月 0 1 日

確認欄

*

P 37 元号コード参照

<免許申請書（第四面）の記入例>

（第 四 面）

1 4 0

受 付 番 号

申請時の免許証番号

3 7 (7) 4 5 0 0

項番 30

事務所の名称 本店

事務所コード

◎専任の宅地建物取引士に関する事項（続き）

41

登録番号 1 3 1 3 0 4 2 5

フリガナ ヤマダ カズオ

氏 名 山田 和男

生 年 月 日 S 3 3 年 5 月 5 日

確認欄

P 37 元号コード参照

1-④ 免許申請書（第五面）

【手数料】

- ① 紙申請の場合
香川県収入証紙を貼付してください。
- ② 電子申請の場合
香川県収入証紙を郵送するか、香川県電子申請・届出システムで納入してください。

なお、手数料の額については、P 9 を参照してください。

<免許申請書（第五面）>

（第五面）

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄
（消印してはなりません）

2	添付書類（１）宅地建物取引業経歴書
---	-------------------

第一面

1. 事業の沿革

◆「**最初の免許**」の欄の記入について

○新規の場合：「新規」と記入する。

○更新の場合：新規に免許を取得した「年月日」と免許権者名（香川県の場合は「香川県知事」）を記入する。

○免許換えの場合：免許換え前の免許権者と免許年月日を記入する。

◆「**組織変更**」の欄は、合併又は商号変更若しくは組織変更について記入する。

2. 事業の実績

◆新規の場合は記入しないが、用紙の添付は必要。

◆更新又は免許換えの場合

○「**期間**」の欄について

法人：申請時の直近５か年分を事業年度ごとに記入する。
決算日の変更等により、５年間で５期以上になるときは、同じ様式により追加記入し当該面の次に添付する。

個人：申請時の直近５か年分を暦年（１月１日～１２月３１日）に合わせ記入する。
※申請時に属する年度又は年は含まない。
※「貸借対照表及び損益計算書」や「法人税又は所得税の納税証明書」の事業期間と一致すること。

○直近５か年の事業実績が全くない場合は、その「**理由書**」を添付する。

「イ. 代理又は媒介の実績」

◆「**売買・交換**」について、「**件数**」「**手数料**」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入する。「**価額**」の欄は代理又は媒介した契約の契約金額の合計を記入する。

◆金額の単位は全て**千円単位**で記入する。（千円未満は切り捨て）

◆該当がない場合も、用紙余白部分に「該当なし」と記入し、添付する。

第二面

「ロ. 売買・交換の実績」

◆記入方法は（第一面）と同じ。

◆該当がない場合も、用紙余白部分に「該当なし」と記入し、添付する。

<添付書類（１）宅地建物取引業経歴書の記入例>

様式第二号（第一条の二関係）

（Ａ４）

添 付 書 類 （１）
（第 一 面）
宅地建物取引業経歴書

１．事業の沿革

最 初 の 免 許	組 織 変 更					
S55年 5月 1日	H3年 4月 1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
香川県知事免許	商号変更 番町不動産開発 (株) より					

２．事業の実績

イ．代理又は媒介の実績

期 間		H28年 1月 1日から H28年12月31日までの1年間		H29年 1月 1日から H29年12月31日までの1年間		H30年 1月 1日から H30年12月31日までの1年間		H31年 1月 1日から R元年12月31日までの1年間		R2年 1月 1日から R2年12月31日までの1年間	
種 類	内 容	売買・交換	賃 貸	売買・交換	賃 貸	売買・交換	賃 貸	売買・交換	賃 貸	売買・交換	賃 貸
宅 地	件 数	(売買)		7		10		5		5	
		(交換)									
	価 格 (千円)			220,000		500,000		200,000		150,000	
	手数料 (千円)	(売買)		6,600		15,000		6,000		4,500	
建 物		(交換)									
	件 数		30		10		30		20		20
	価 格 (千円)										
	手数料 (千円)		6,000		1,500		4,500		3,000		2,400
宅 地 及 び 建 物	件 数	4		6		5		10		8	
	価 格 (千円)	800,000		480,000		400,000		600,000		600,000	
	手数料 (千円)	24,000		14,400		12,000		18,000		18,000	
合 計	件 数	4	30	13	10	15	30	15	20	13	20
	価 格 (千円)	800,000		700,000		900,000		800,000		750,000	
	手数料 (千円)	24,000	6,000	21,000	1,500	27,000	4,500	24,000	3,000	22,500	2,400

区分所有
建物に係
るものも
含めて記
入すること。

(第 二 面)

ロ. 売買・交換の実績

種類			期間 H28年 1月1日から H28年12月31日まで の1年間	H29年1月 1日から H29年12月31日まで の1年間	H30年1月 1日から H30年12月31日まで の1年間	R元年 1月1日から R元年12月31日まで の1年間	R2年 1月1日から R2年12月31日まで の1年間
売	宅地	件数	4	7	15	8	6
		価格 (千円)	220,000	1,090,000	11,200,000	600,000	500,000
	建物	件数					
		価格 (千円)					
	宅地及び建物	件数	1	1	11	7	9
		価格 (千円)	180,000	240,000	1,200,000	700,000	1,100,000
	合 計	件数	5	8	26	15	15
		価格 (千円)	400,000	1,330,000	2,400,000	1,300,000	1,600,000
購入	宅地	件数	6	13	20	10	5
		価格 (千円)	700,000	490,000	900,000	500,000	300,000
	建物	件数					
		価格 (千円)					
	宅地及び建物	件数	2	4	10	10	10
		価格 (千円)	220,000	460,000	600,000	700,000	600,000
	合 計	件数	8	17	30	20	15
		価格 (千円)	920,000	950,000	1,500,000	1,200,000	900,000
交換	宅地	件数					
		価格 (千円)					
	建物	件数					
		価格 (千円)					
	宅地及び建物	件数					
		価格 (千円)					
	合 計	件数					
		価格 (千円)					

備 考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

3	添付書類（２）誓約書
◆「法第５条第１項各号」（Ｐ３，４参照）に該当しないことを誓約する書面。法人にあっては代表者が、個人にあっては申請者本人が代表して誓約する。 ◆「商号又は名称」及び「氏名」の欄は、免許申請書（第一面）の「申請書」の欄に記入したものと同一のものを記入する。 ◆「法定代理人」は、申請者が未成年である場合に法定代理人が記入する。	

<添付書類（２）誓約書の記入例>

添 付 書 類 （ ２ ）

誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第２条の２に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第５条第１項各号に
該当しない者であることを誓約します。

令和 〇年 〇月 〇日

商号又は名称 **番町不動産株式会社**

氏 名 **代表取締役 香川 太郎**

法定代理 人

商号又は名称

氏 名

}

四国地方整備局長 殿

香 川 県 知 事

4	添付書類（3）略歴書
---	------------

◆この書類は次の者について作成する必要があります。

①申請者[法人である場合には、その役員]
②政令第2条の2で定める使用人
③法人である場合には、相談役及び顧問
④営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人

◆「職名」の欄は、履歴事項全部証明書による役名、政令で定める使用人等の別を記入する。
[代表者、代表取締役、取締役、監査役、政令の使用人、相談役、顧問、法定代理人]

◆「登録番号」の欄は、宅地建物取引士の資格を有する場合に、専任か否かにかかわらず記入する。

◆「職歴」の欄について

○過去20年以上（ただし、最終学歴以降）の職歴を申請時まで記入する。最終学歴は記入不要。
○宅建業以外の業種に従事した場合も、勤務した法人等の商号及び職務内容を記入する。
○他法人の役員又は従業者等を兼務する場合もすべて記入する。
○無職等の期間がある場合も、その期間を記入する。
○役員で非常勤の場合は、「従事した職務内容」の欄にその旨記載する。

※1枚に書き切れない場合は、同じ様式により追加記入し当該面の次に添付する。

＜添付書類（3）略歴書の記入例＞

添付書類（3）
略歴書
(A4)

フリガナ） 氏名	カガワ タロウ 香川 太郎		
職名	代表取締役	登録番号	香川 — 8501
職歴	期 間	従事した職務内容	
	自 S44 年 4 月 1 日 至 S54 年 3 月 31 日	香川不動産（株）に勤務、営業業務に従事	
	自 S54 年 4 月 1 日 至 S56 年 3 月 31 日	無職	
	自 S56 年 4 月 1 日 至 年 月 現在日	高松不動産（株）取締役（非常勤）に就任	
	自 S58 年 4 月 1 日 至 S61 年 12 月 31 日	同社専任の取引士に就任	
	自 S62 年 6 月 1 日 至 年 月 日	番町不動産開発（株） 取締役就任	
	自 H3 年 4 月 1 日 至 年 月 日	番町不動産開発（株）が 商号変更により番町不動産（株）となる	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○年 ○月 ○日			
氏 名 香川 太郎			

5	添付書類（４）専任の宅地建物取引士設置証明書
---	------------------------

◆法人にあつては代表者が、個人にあつては申請者本人が代表して証明する。

◆「商号又は名称」及び「氏名」の欄は、免許申請書（第一面）の「申請書」の欄に記入したものと同一のものを記入する。

◆「宅地建物取引業に従事する者の数」は、専任の宅地建物取引士も含めた人数を記入する。

◆「専任の宅地建物取引士の数」及び「宅地建物取引業に従事する者の数」は事務所ごとに、免許申請書（第三面）の項番 31 の「従事する者の数」（P19）及び「添付書類（10）宅地建物取引業に従事する者の名簿」（P33）に記載される専任の宅地建物取引士の数及び従事する者の数に一致させる。

<添付書類（４）専任の宅地建物取引士設置証明書の記入例>

添 付 書 類 （４）

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第３１条の３第１項に規定する要件を備えていることを証明します。

令和 ○年 ○月 ○日

四国地方整備局長
香 川 県 知 事 殿

商号又は名称 番町不動産株式会社

氏 名 代表取締役 香川 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所 在 地	専任の宅地建物 取 引 士 の 数	宅地建物取引業に 従事する者の数
本 店	香川県高松市番町４－１－１０	４ 名	８ 名
丸亀支店	香川県丸亀市土器町９－２９１	１ 名	５ 名
		名	名
		名	名

6	添付書類（５）資産の状況を示す書面
◆添付書類（５）資産の状況を示す書面は、<u>個人申請の場合のみ</u>記入する。 ◆「年月日」は、免許申請日（更新を含む。）前３か月以内の日付であること。 ◆「資産」の「土地」、「建物」、「備品」及び「権利」の欄は、時価で記入する。	

<添付書類（５）資産に関する調書の記入例>

添 付 書 類 （５）

（Ａ４）

資産の状況を示す書面

令和 ○年 ○月 ○日現在

資 産	価 格	摘 要
資 産		
現金預金	50,000,000	
有価証券	100,000,000	
未収入金		
土地	96,000,000	
建物	50,000,000	
備品	8,000,000	
権利		
その他		
計	304,000,000	
負 債		
借入金	50,000,000	
未払金		
預り金		
前受金		
その他		
計	50,000,000	

備 考

1 この調書は、個人の業者のみが記入すること。

2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

第一面（相談役・顧問）

◆該当者がいない場合は、用紙右上の余白部分に「該当なし」と記入する。

◆項番 51 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入する。

11	相談役	12	顧 問
----	-----	----	-----

※ 1 枚に書き切れない場合は、同じ様式により追加記入し当該面の次に添付する

第二面（５％以上の株主・出資者等）

◆５％以上の株主又は出資者の氏名、住所、保有株式の数又は出資額、持分割合等を記入する。

◆株主が法人の場合、住所又は所在地としてその法人の本店所在地を記入する（生年月日は記入不要）。

※ 1 枚に書ききれない場合は、同じ様式により追加記入し当該面の次に添付する。

＜添付書類（６）相談役、顧問及び出資者に関する事項の記入例＞

免許申請書（第一面）と同じ
添付書類（６）
（第一面）

(A4)

1 5 0

相談役及び顧問（法人の場合）

受付番号

申請時の免許証番号

3 7 (7) 4 5 0 0

P37 元号コード参照

項番 51

姓と名の間は1文字空ける

役名コード	1 1	就任年月日	H 1 0 1 年 1 0 月 1 6 日
フリガナ	ス ス キ シ ュ ン		
氏名	鈴木 淳		
生年月日	S 0 3 年 1 1 月 2 6 日		
住所市区町村コード	3 7 3 2 2 2	香川 都道府県	小豆 市市区 土庄 区町村
住所	瀬 崎 甲 2 0 7 9 ー 5		

P37 市区町村コード参照

確認欄 *

免許申請書（第一面）と同じ
（第二面）

1 6 0

100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人の場合）

受付番号

申請時の免許証番号

3 7 (7) 4 5 0 0

項番 52

フリガナ	タ カ マ ツ フ ト ウ サ シ カ フ シ キ カ イ シ ャ
氏名又は名称	高 松 不 動 産 株 式 会 社
生年月日	年 月 日
保有株式の数 （出資金額）	100 株 (円) 割合 50 %
市区町村コード	3 7 2 0 1 3 香川 都道府県 高松 市市区 区町村
住所又は所在地	番 町 1 ー 8 ー 1 5

法人の場合、生年月日は記入不要

法人が株主である場合

項番 52

姓と名の間は1文字空ける

フリガナ	カ カ ワ タ ロ ウ
氏名又は名称	香 川 太 郎
生年月日	S 2 3 年 0 9 月 0 1 日
保有株式の数 （出資金額）	100 株 (円) 割合 50 %
市区町村コード	3 7 2 0 1 3 香川 都道府県 高松 市市区 区町村
住所又は所在地	天 神 前 6 ー 1

P37 市区町村コード参照

個人が株主である場合

確認欄 *

8・9	添付書類（７）事務所を使用する権原に関する書面 事務所の建物登記事項証明書、建物賃貸借契約書（写）又は建物使用貸借契約書（写）
-----	--

◆「所在地」の欄は、免許申請書（第一面）で記載した所在地を記入する。ただし、建物登記事項証明書に記載された地番又は賃貸借契約書等に記載された住所の表示と異なる場合は、建物登記事項証明書に記載された地番等を下段（ ）書きで併記する。

◆「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名を記入する。所有者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入する。

◆「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄の記入について

- 「契約相手」の欄は、契約をしている相手方（貸主）を記入する。
- 「契約日」の欄は、契約書上の契約日を記入する。（契約期間の始期と必ずしも一致しない。）
- 「契約期間」の欄は、現在が含まれる契約期間を記入する。自動更新されている場合は、賃貸借契約書等に記載された契約期間を記入し、下段に「（自動更新）」と記入する。
- 「契約形態」の欄は、「賃貸借」又は「使用貸借」の別を記入する。
転貸借の場合には、「転貸借（賃貸借）」又は「転貸借（使用貸借）」と記入する。
- 「用途」の欄は、登記事項証明書又は賃貸借契約書等に記載された用途（事務所等）を記入する。

※１枚に書ききれない場合は、同じ様式により追加記入し当該面の次に添付する。

◆所有の場合は、「建物登記事項証明書」を、貸借の場合は、「建物賃貸借契約書（写）」又は「建物使用貸借契約書（写）」を添付する。

<添付書類（７）事務所を使用する権原に関する書面の記入例>

添 付 書 類 （ ７ ）							(A 4)
---------------	--	--	--	--	--	--	-------

事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所 有 者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契 約 日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 本 店 (所在地) 高松市番町4-1-10	番町不動産株式会社 代表取締役 香川 太郎					
(事務所名) 丸亀支店 (所在地) 丸亀市土器町9-291	高松不動産株式会社 代表取締役 高松 一郎	高松不動産株式会社 代表取締役 高松 一郎	平成 12年4月1日	平成 12年4月1日 平成 ~ 17年3月31日 (自動更新)	賃貸借	事務所

自社所有の場合

賃貸借による場合

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

令和 〇年 〇月 〇日

商号又は名称 **番町不動産株式会社**

氏 名 **代表取締役 香川 太郎**

備 考

- 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - 「用途」の欄は、建物登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（事務所等）について記入すること。

◆この書類は次の者について作成する必要があります。
専任の宅地建物取引士

◆「専任の宅地建物取引士」について、住民票上の住所と居所が異なる場合は、住民票に記載された住所を（ ）下段書きで記入するとともに、次の①又は②を添付する。

①居所の「証明書」 ②郵便物又は公共料金の領収書のコピー（原本持参）

◆「職名」の欄は、専任の宅地建物取引士と記入する。

◆「職歴」の欄について

○過去 20 年以上（ただし、最終学歴以降）の職歴を申請時まで記入する。最終学歴は記入不要。

○宅建業以外の業種に従事した場合も、勤務した法人等の商号及び職務内容を記入する。

○他法人の役員又は従業者等を兼務する場合もすべて記入する。

○無職等の期間がある場合も、その期間を記入する。

※ 1 枚に書き切れない場合は、同じ様式により追加記入し当該面の次に添付する。

＜添付書類（８）略歴書の記入例＞

添 付 書 類 （ ８ ）

（ A 4 ）

略 歴 書（専任の宅地建物取引士等）

住 所	香川県高松市天神前 6-1		
	電話番号（087）862-7362		
（フリガナ） 氏 名	カガワ タロウ 香 川 太 郎	生年月日	昭和23年 9月 1日
職 名	専任の宅地建物取引士	登録番号	香川 — 8501
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 S44 年 4 月 1 日 至 S54 年 3 月 31 日	香川不動産（株）に勤務、営業業務に従事	
	自 S54 年 4 月 1 日 至 S56 年 3 月 31 日	無職	
	自 S56 年 4 月 1 日 至 年 月 現在日	高松不動産（株）取締役（非常勤）に就任	
	自 S58 年 4 月 1 日 至 S61 年 12 月 31 日	同社専任の取引主任者に就任	
	自 S62 年 6 月 1 日 至 年 月 日	番町不動産開発（株） 専任の取引士に就任	
	自 H 3 年 4 月 1 日 至 年 月 日	番町不動産開発（株）が 商号変更により番町不動産（株）となる	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

氏 名 香川 太郎

11	添付書類（９）代表等の連絡先に関する調書
◆この書類は次の者について作成する必要があります。 ①申請者〔法人である場合には、その役員〕 ②政令第２条の２で定める使用人 ◆住民票上の住所と居所が異なる場合は、住民票に記載された住所を（ ）下段書きで記入するとともに、次の①又は②を添付する。 ①居所の「証明書」 ②郵便物又は公共料金の領収書のコピー（原本持参）	

添 付 書 類 （ ９ ）

（Ａ４）

代表者等の連絡先に関する調書

免許を受けようとする者（法人である場合においては、その役員）		
（フリガナ） 氏 名	住 所	電 話 番 号
カガワ タロウ 香川 太郎	香川県高松市番町○丁目××番地△号	XXX - XXX - XXXX
政令第２条の二で定める使用人		
（フリガナ） 氏 名	住 所	電 話 番 号
カガワ 伊助 香川 一郎	香川県高松市番町×丁目□□番○号	XXX - XXXX - XXXX

上記のとおり相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

氏 名 番町不動産株式会社
代表取締役 香川 太郎

備 考

この書面は、法九条の規定により法人の役員又は政令第２条の二で定める使用人の変更の届出をしようとするときは、その届出に係る者についてのみ作成すること。

- ◆「業務に従事する者」については、P 6 を参照。
- ◆「従業者証明書番号」の欄は、従業者証明書に記載された証明書番号を記入する。
- ◆「主たる職務内容」の欄は、次のように記入する。
○代表者又は役員⇒役職名を記入する（代表者、取締役等）。
○それ以外の者⇒総務、人事、経理、財務、企画、設計、広報、営業等に区分して記入する。
- ◆「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄は、宅地建物取引士の資格を有する者について[]内に登録番号を記入する。専任の宅地建物取引士については、[]左に○も記入する。
- ※1 枚に書き切れない場合は、同じ様式により追加記入し当該面の次に添付する。

＜添付書類（10）宅地建物取引業に従事する者の名簿の記入例＞

添 付 書 類 (10)

(A4)

1 7 0

宅地建物取引業に従事する者の名簿

受 付 番 号

*

--	--	--	--	--	--

免許申請書（第一面）と同じ

●申請時の免許証番号

3	7	(	7	)			4	5	0	0
---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---

事務所コ

事務所の名称

本店

*	
---	--

従事する者

8

名

うち専任の宅地建物取引士

4

名

項番

61

業 務 に 従 事 す る 者

氏 名	生 年 月 日	性 別	従業者証 明書番号	主たる 職務内容	宅地建物取引士で あるか否かの別
香 川 太 郎	S 2 3 0 9 0 1	1.男 2.女	87060001	代表者	○ [(香川)8501]
平 井 次 郎	S 2 5 0 2 1 3	1.男 2.女	87100002	企画部長	[]
藤 田 正 典	S 2 6 0 7 0 8	1.男 2.女	87100003	営業部長	○ [(香川)9600]
河 村 孝 子	S 2 7 0 9 1 8	1.男 2.女	87100004	営業課長	[]
橋 本 正 男	S 3 2 0 3 2 9	1.男 2.女	88040005	営業	○ [(香川)10480]
山 田 和 男	S 3 3 0 5 0 5	1.男 2.女	89040006	営業	○ [(東京)130425]
後 藤 新 一	S 3 9 0 8 2 3	1.男 2.女	90040007	企画調整	[(徳島)3651]
西 岡 圭 子	S 4 9 0 4 2 4	1.男 2.女	94040008	事務	[]
		1.男 2.女			[]
		1.男 2.女			[]

姓と名の間は1文字空ける

- 18 -

13	事務所の案内図
◆事務所ごとに作成し、〔主たる事務所・従たる事務所〕の別を○印を付して明示すること。 ◆最寄りの駅、道路、途中の目印、目標となる建物等を記入（地図の写しの貼付でも可）して事務所の位置を明示すること。	

14	事務所の平面図・間取り図
◆事務所ごとに作成する。「事務所の要件」については、P 4, 5 を参照。 ◆個人の居宅の一部を事務所として使用する場合は、玄関部分から他の部屋を通らずに事務所に行けるのか、生活部分と明確に区切られているか等が分かるように記入する。 ◆同一フロアー、同一部屋を他の法人と共同で使用する場合は、当該同一フロアー（部屋）のどこに位置しているのか、他社の事務所を通らずに事務所に行けるのか等が分かるように記入する。 ◆事務所内の机、いす、棚等のレイアウトが分かるように記入する。	

15	事務所の写真
◆共通事項 ○鮮明なカラー写真であること。 ○申請日前6か月以内に撮影したものであること。 ○1枚で表示できない場合は、複数枚撮影して添付する。 ○必要に応じて追加を指示する場合があります。（事務所の状況が不明な場合等） ○新規の場合は、商号、住所、電話番号以外掲示してはいけません。（業者標、報酬額表の掲示はできません） （1）建物の全景外部 ○なるべく離れて、隣接建物の一部も含まれるように撮影する。 （2）建物の入口付近等 ○メールボックス・テナント表示等があればその部分も合わせて撮影する。 ○建物の入口と事務所の入口が異なるときは、それぞれ撮影し貼付する。 （3）事務所の内部 ○事務机、ロッカー、応接場所及び電話器等の設置状況や業者票・報酬額表等の掲示状態がわかるもの。なお、ブラインド、カーテン等は開けた状態にする。 （4）業者標 ○申請時点の免許内容（更新後の免許内容ではない。）が、判読できるもの。 ○新規の場合は不要。ただし、免許換え（知事から大臣、大臣から知事）の場合は、旧の業者票を撮って貼付する。 （5）顔写真 ○代表者、政令第2条の2で定める使用人、専任の宅地建物取引士のそれぞれの顔写真を貼付する。 ○申請日前6か月以内に撮影したもので、縦4cm×横3cmのカラー ○代表者、政令第2条の2で定める使用人、専任の宅地建物取引士の変更があった場合、宅地建物取引業者名簿登載事項届出書と一緒に、新たに変更になった者の顔写真を提出する。	

16	貸借対照表及び損益計算書
◆ <u>申請者が法人の場合のみ、直前 1 年分（商号、主たる事務所の所在地、代表者氏名を記載したもの）</u>を添付する。 ◆ 新規の申請で法人を設立して <u>未だ第 1 期の決算が完了していない場合は、法人設立時の貸借対照表</u>を添付する。	

17、18	納税証明書
◆ 申請者が申告納付をした納税地の税務署が発行する<u>納税証明書（その 1 納税額等証明用）</u>を添付する。 ◆ 法人の場合は、法人税の申請直前の事業年度における<u>納付すべき額及び納付済額</u>を証明したものであること。 ◆ 個人である場合は、所得税の申請直前の年における<u>納付すべき額及び納付済額</u>を証明したものであること。 ◆ <u>申請日前 3 か月以内に発行された証明書</u>であること。	

19	法人の履歴事項全部証明書
◆ <u>申請者が法人の場合のみ</u>、本店所在地の法務局又は支局等の登記官が発行した履歴事項全部証明書を添付する。 ◆ 目的欄に宅地建物取引業を営む旨の事項が記載されていること。 ◆ <u>申請日前 3 か月以内に発行されたもの</u>であること。 ◆ 協同組合にあっては、「協同組合役員一覧」（指定様式なし。職名、氏名、就任日を記載したもの）も併せて添付する。	

20	身分証明書及び登記されていないことの証明書
◆ 下記の者が成年被後見人及び被保佐人とみなされる者でないこと並びに破産者でないことを証明した<u>身分証明書（本籍地の市区町村発行）</u>と成年被後見人及び被保佐人でないことを証明した<u>登記されていないことの証明書（東京法務局発行）</u>を添付する。 ①申請者〔法人である場合には、その役員（相談役及び顧問を含む。）をいい、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。〕 ②政令第 2 条の 2 で定める使用人 ◆ <u>申請日前 3 か月以内に発行されたもの</u>であること。 ◆ 外国籍の方は、以下の書類を添付する。 ・ 業法第 5 条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 10 号に該当しない旨を本人が誓約する書面 ・ 住民票抄本（国籍・地域、在留カード等の番号の記載があるもの） ・ 登記されていないことの証明書（東京法務局発行） ◆ 成年被後見人又は被保佐人に該当し、身分証明書及び登記されていないことの証明書の提出ができない場合は、宅地建物取引業を適正に営む能力を有する旨を記載した医師の診断書が必要となります。	

21、22	住民票抄本
◆専任の宅地建物取引士及び申請者が個人の場合の代表者について、住所地の市区町村が発行したものを添付する。なお、あらかじめ住民基本台帳ネットワークでの住所確認を承諾される方は、添付を省略することができます。 ◆個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを添付する。 ◆世帯主との続柄、本籍については、記載が省略されていても構いません。 ◆申請日前3か月以内に発行されたものであること。	

23	営業保証金の供託を証する書面
◆供託書の写し（原本持参）を添付する。なお、供託書を紛失した場合は、供託した法務局で供託証明書の交付を受け、その写し（原本持参）を添付してください。 ◆保証協会に加入していない業者の更新のみ必要。保証協会に加入している業者は不要です。	

VI コード表

① 「都道府県コード」

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（網走）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

② 「役名コード」

01	代表取締役（株式会社）	04	代表社員（持分会社）	08	監 事	14	執 行 役（株式会社）
02	取締役（株式会社）	05	社 員（持分会社）	09	そ の 他	15	会計参与（株式会社）
03	監査役（株式会社）	07	理 事	13	代表執行役（株式会社）		

③ 「元号コード」

M	明 治	S	昭 和	R	令 和
T	大 正	H	平 成		

④ 香川県内の「市区町村コード」

市 部		小豆郡・木田郡		香 川 郡		綾 歌 郡		仲多度郡	
市 町 名	コード	市 町 名	コード	市 町 名	コード	市 町 名	コード	市 町 名	コード
高 松 市	372013	土 庄 町	373222	直 島 町	373648	宇多津町	373869	琴 平 町	374032
丸 亀 市	372021	小豆島町	373249			綾 川 町	373877	多度津町	374041
坂 出 市	372030	-	-					まんのう町	374067
善通寺市	372048	三 木 町	373419						
観音寺市	372056								
さぬき市	372064								
東かがわ市	372072								
三 豊 市	372081								

免許申請書の提出先及び照会先

香川県土木部住宅課（総務・宅地建物指導グループ）

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10 東館7階

TEL (087) 832-3582 (ダイヤル)

（県庁への御案内）



（注）お車で来庁の際は、県庁地下駐車場をご利用ください。